ニテ　緩和ケア病棟入院料２（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　33点
ニア　緩和ケア病棟入院料２（61日以上の期間）を算定する場合　24点
ニサ　精神科救急急性期医療入院料（30日以内の期間）を算定する場合　22点
ニキ　精神科救急急性期医療入院料（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　19点
ニユ　精神科救急急性期医療入院料（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　17点
ニメ　精神科急性期治療病棟入院料１（30日以内の期間）を算定する場合　14点
ニミ　精神科急性期治療病棟入院料１（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　12点
ニシ　精神科急性期治療病棟入院料１（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　11点
ニヱ　精神科急性期治療病棟入院料２（30日以内の期間）を算定する場合　11点
ニヒ　精神科急性期治療病棟入院料２（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　９点
ニモ　精神科急性期治療病棟入院料２（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　９点
ニセ　精神科救急・合併症入院料（30日以内の期間）を算定する場合　24点
ニス　精神科救急・合併症入院料（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　22点
ニン　精神科救急・合併症入院料（61日以上90日以内の期間）を算定する場合　21点
ホイ　児童・思春期精神科入院医療管理料を算定する場合　17点
ホロ　精神療養病棟入院料を算定する場合　７点
ホハ　認知症治療病棟入院料１（30日以内の期間）を算定する場合　11点
ホニ　認知症治療病棟入院料１（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　10点
ホホ　認知症治療病棟入院料１（61日以上の期間）を算定する場合　８点
ホヘ　認知症治療病棟入院料２（30日以内の期間）を算定する場合　８点
ホト　認知症治療病棟入院料２（31日以上60日以内の期間）を算定する場合　７点
ホチ　認知症治療病棟入院料２（61日以上の期間）を算定する場合　６点
ホリ　特定一般病棟入院料１を算定する場合　27点
ホヌ　特定一般病棟入院料２を算定する場合　23点
ホル　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料１に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　23点
ホヲ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料１に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　22点
ホワ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料２に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　22点
ホカ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料２に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　21点
ホヨ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料３に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　19点
ホタ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料３に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　18点
ホレ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料４に該当）（40日以内の期間）を算定する場合　16点
ホソ　特定一般病棟入院料（地域包括ケア入院医療管理料４に該当）（41日以上60日以内の期間）を算定する場合　15点
ホツ　地域移行機能強化病棟入院料を算定する場合　10点
ホネ　特定機能病院リハビリテーション病棟入院料を算定する場合　44点
ホナ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー　３　１及び２以外の場合イ　安全精度管理下で行うもの）を算定する場合　68点
ホラ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２３７　終夜睡眠ポリグラフィー　３　１及び２以外の場合ロ　保険医療機関内で又は訪問して実施するもの）を算定する場合　68点
ホム　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２３７－２　反復睡眠潜時試験（ＭＳＬＴ））を算定する場合　71点
ホウ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２８７　内分泌負荷試験　１　下垂体前葉負荷試験　イ　成長ホルモン（ＧＨ）（一連として））を算定する場合　82点
ホヰ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ２９１－２　小児食物アレルギー負荷検査）を算定する場合　36点
ホノ　短期滞在手術等基本料３（Ｄ４１３　前立腺針生検法　２　その他のもの）を算定する場合　80点
ホオ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ００７－２　経皮的放射線治療用金属マーカー留置術）を算定する場合　98点
ホク　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０３０　四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術　７　手軟部腫瘍摘出術）を算定する場合　98点
ホヤ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４６　骨折観血的手術　６　手舟状骨骨折観血的手術）を算定する場合　156点
ホマ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　６　前腕骨骨内異物除去術）を算定する場合　115点
ホケ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　８　鎖骨骨内異物除去術）を算定する場合　122点
ホフ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　10　手根骨骨内異物除去術）を算定する場合　95点
ホコ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０４８　骨内異物（挿入物を含む。）除去術　11　中手骨骨内異物除去術）を算定する場合　95点
ホエ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０７０　ガングリオン摘出術　１　手部ガングリオン摘出術）を算定する場合　105点
ホテ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ０９３－２　手根管開放手術（内視鏡下））を算定する場合　118点
ホア　短期滞在手術等基本料３（Ｋ１９６－２　胸腔鏡下交感神経節切除術（両側））を算定する場合　69点
ホサ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２０２　涙管チューブ挿入術　１　涙道内視鏡を用いるもの（片側））を算定する場合　70点
ホキ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２０２　涙管チューブ挿入術　１　涙道内視鏡を用いるもの（両側））を算定する場合　71点
ホユ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１７　眼瞼内反症手術　２　皮膚切開法（片側））を算定する場合　61点
ホメ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１７　眼瞼内反症手術　２　皮膚切開法（両側））を算定する場合　78点
ホミ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　１　眼瞼挙筋前転法（片側））を算定する場合　73点
ホシ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　１　眼瞼挙筋前転法（両側））を算定する場合　82点
ホヱ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　３　その他のもの（片側））を算定する場合　63点
ホヒ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２１９　眼瞼下垂症手術　３　その他のもの（両側））を算定する場合　85点
ホモ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２２４　翼状片手術（弁の移植を要するもの）（片側））を算定する場合　86点
ホセ　短期滞在手術等基本料３（Ｋ２２４　翼状片手術（弁の移植を要するもの）